

下関市教育委員会
議案第20号

令和8年度使用下関商業高等学校教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和7年5月21日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

令和8年度使用下関商業高等学校教科用図書採択について

令和8年度使用下関商業高等学校教科用図書採択実施要領について、別紙
のとおりとする。

提案理由

令和8年度使用下関商業高等学校教科用図書採択のため。

令和8年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択実施要領

下関市教育委員会

1 採択の基本方針

(1) 令和8年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について

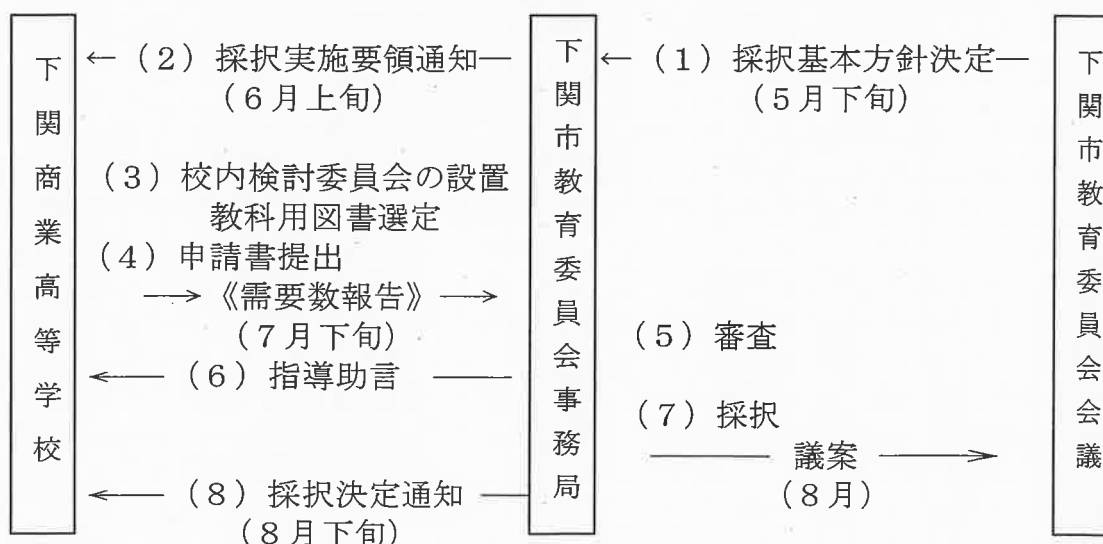
- ① 採択は、「高等学校用教科書目録（令和8年度使用）」に登載されている教科用図書から行う。
- ② 採択は、校長の意見を聴いた上で行う。
- ③ 学校の教育課程に適合する教科用図書を採択する。
- ④ 学校の特色、地域性及び生徒の実態に応じた教科用図書を採択する。

(2) 下関商業高等学校における選定上の留意事項

- ① 学校においては、各教科部会等で慎重に研究協議を重ねた上で選定案を作成し、これを教務部において教育課程との適合性等について審査した上で、最終的に校長決裁を経て報告すること。
- ② 選定は、適正かつ公正に行われる必要があり、教科書発行者等の過大な宣伝行為等外部からの影響に選定結果が左右されることのないようにすること。

2 採択の手続き

- (1) 下関商業高等学校の教科書採択の基本方針を教育委員会に付議し、「採択の基本方針」を決定する。
- (2) 採択の基本方針を含む採択実施要領を下関商業高等学校へ通知する。
- (3) 下関商業高等学校において教科用図書検討委員会を設置し、採択の基本方針を踏まえ、「選定資料」等を参考に検討の上、使用教科用図書を選定する。
- (4) 申請書を下関市教育委員会へ提出し、併せて需要数報告を行う。
- (5) 下関市教育委員会で、教育課程との適合性等について審査する。
- (6) 必要に応じて、下関市教育委員会が下関商業高等学校に指導助言し、選定に変更があれば下関市教育委員会へ再申請する。
- (7) 下関市教育委員会として採択するため、下関市教育委員会会議に議案として提出する。
- (8) 下関市教育委員会から下関商業高等学校へ採択決定を通知する。



下関市教育委員会
議案第21号

下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年5月21日

下関市教育委員会
教育長 磯部芳規

下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立青年の家について指定管理者による管理を可能とし、及び指定管理者に利用料金をその収入として收受させることができるようにし、並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市立青年の家の管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立青年の家の管理等に関する条例（平成 17 年条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の取消し)</p> <p>第 4 条 委員会は、第 2 条の規定により青年の家の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 委員会の指示に従わないとき。</p>	<p>(使用の取消し)</p> <p>第 4 条 委員会は、第 2 条の規定により青年の家の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 委員会の指示に従わないとき。</p> <p>(3) <u>前 2 号に定めるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>2 市は、使用許可の取消しにより使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。</u></p>
	<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第 9 条 委員会は、青年の家の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に青年の家の管理を行わせることができる。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他別に定めるところに従い、青年の家の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理</u></p>

	<p>者が行う業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 青年の家の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 青年の家の使用の許可に関する業務</p> <p>(3) 青年の家の運営企画に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務</p> <p>4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあり、並びに第3条及び第4条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」として、これらの規定を適用する。</p>
	<p>(利用料金の收受)</p> <p>第10条 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に青年の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 利用料金の額は、第5条に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定める。この場合において、市長は、当該承認した利用料金の額について告示するものとする。</p> <p>3 指定管理者は、前項の承認を受けた利用料金の額を青年の家の見やすい場所に掲示しておかなければならない。</p> <p>4 利用料金の減免及び還付については、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使</p>

	<u>用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u>
(委任) 第9条 略	(委任) 第11条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市立彦島中学校ほか6校特別教室空調設備設置工事について、臨時に代理したので、同条第2項の規定により、別表のとおり報告する。

令和7年5月21日

下関市教育委員会

教育長 磯 部 芳 規

《臨時代理の報告》 工事請負変更契約の締結について

区分	工事名	工事場所	受注者	契約額 (税込・円)	工期	変更理由	適用
当初	下関市立彦島中学校 ほか6校特別教室空 調設備設置工事	下関市彦島江の 浦町二丁目25 番1号ほか	新ホーム・小林設 備・冷機サービス 関市立彦島中学校ほ ほか6校特別教室空調 設備設置工事共同企 業体	277,200,000	令和6年10月1日 ～ 令和7年5月30日		令和6年9月24日 契約
第1回 変更	同上	同上	同上	280,230,500	同上	室外機を設置する コンクリート基礎形 状の変更が必要と なったこと、石綿事 前調査検体数の増加 及び調査の結果、石 綿含有建材が確認さ れ、作業時の飛散防 止対策が必要となっ たことにより、原設 計を変更したため。	令和7年3月19日 変更契約

下関市教育委員会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市立東部中学校ほか5校特別教室空調設備設置工事について、臨時に代理したので、同条第2項の規定により、別表のとおり報告する。

令和7年5月21日

下関市教育委員会

教育長 磯 部 芳 規

《臨時代理の報告》 工事請負変更契約の締結について

区分	工事名	工事場所	受注者	契約額 (税込・円)	工期	変更理由	適用
当初	下関市立東部中学校 ほか5校特別教室空 調設備設置工事	下関市清未陣屋 5番10号ほか	中電工・ダイワ技研 下関市立東部中学校 ほか5校特別教室空 調設備設置工事共同 企業体	250,800,000	令和6年10月1日 ～ 令和7年5月30日		令和6年9月24日 契約
第1回 変更	同上	同上	同上	255,222,000	同上	室外機を設置する コンクリート基礎形 状の変更が必要と なったこと、石綿事 前調査検体数の増加 及び調査の結果、石 綿含有建材が確認さ れ、作業時の飛散防 止対策が必要となっ たことにより、原設 計を変更したため。	令和7年3月25日 変更契約

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市立安岡中学校ほか5校特別教室空調設備設置工事について、臨時に代理したので、同条第2項の規定により、別表のとおり報告する。

令和7年5月21日

下関市教育委員会

教育長 磯 部 芳 規

《臨時代理の報告》 工事請負変更契約の締結について

区分	工事名	工事場所	受注者	契約額 (税込・円)	工期	変更理由	適用
当初	下関市立安岡中学校 ほか5校特別教室空 調設備設置工事	下関市安岡町四 丁目2番1号ほ か	中電工・ダイワ技研 下関市立安岡中学校 ほか5校特別教室空 調設備設置工事共同 企業体	222,200,000	令和6年10月1日 ～ 令和7年5月30日		令和6年9月24日 契約
第1回 変更	同上	同上	同上	222,879,800	同上	室外機を設置する コンクリート基礎形 状の変更が必要と なったこと、石綿事 前調査検体数の増加 及び調査の結果、石 綿含有建材が確認さ れ、作業時の飛散防 止対策が必要となっ たことにより、原設 計を変更したため。	令和7年3月25日 変更契約

報 告 事 項
令和7年5月21日
学 校 支 援 課

工事請負契約の締結について

下関市立勝山中学校校舎(14)長寿命化改良電気設備工事について、別表のとおり契約を締結したので、報告いたします。

《報告》 工事請負契約の締結について

工事名	工事場所	受注者	予定価格 (税込・円)	契約額 (税込・円)	落札率	契約日 工期	契約方法 入札参加者数 開札日
下関市立勝山中学校 校舎(14)長寿命化改 良電気設備工事	下関市秋根上町二 丁目5番1号	株式会社ダイワ技研	129,554,700	128,700,000	99.3%	契約日 令和7年3月24日 着手 令和7年4月1日 完成 令和8年3月18日	条件付き一般 競争入札 1者 令和7年3月7日

報 告 事 項
令和7年5月21日
学 校 支 援 課

工事請負契約の締結について

下関市立勝山中学校校舎(14)長寿命化改良機械設備工事について、別表のとおり契約を締結したので、報告いたします。

《報告》 工事請負契約の締結について

工事名	工事場所	受注者	予定価格 (税込・円)	契約額 (税込・円)	落札率	契約日 工期	契約方法 入札参加者数 開札日
下関市立勝山中学校 校舎(14)長寿命化改 良機械設備工事	下関市秋根上町二 丁目5番1号	株式会社サンワ電工	87,275,100	86,900,000	99.5%	契約日 令和7年3月18日 着手 令和7年4月1日 完成 令和8年3月18日	条件付き一般 競争入札 1者 令和7年3月5日

報 告 事 項
令和7年5月21日
学 校 支 援 課

工事請負契約の締結について

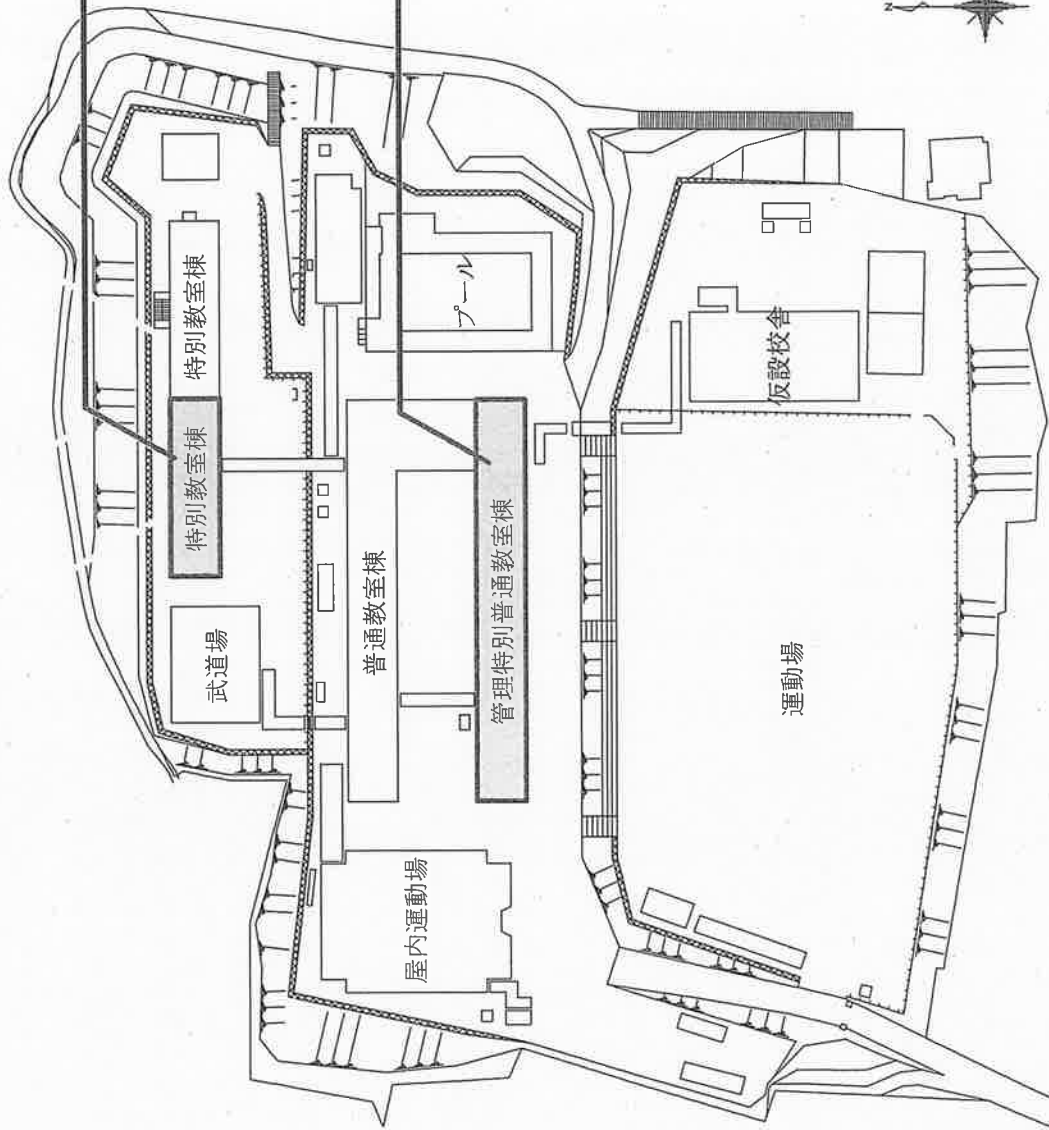
勝山中学校校舎(22)長寿命化改良機械設備工事(第2期)について、別表のとおり契約を締結したので、報告いたします。

《報告》 工事請負契約の締結について

工事名	工事場所	受注者	予定価格 (税込・円)	契約額 (税込・円)	落札率	契約日 工期	契約方法 入札参加者数 開札日
勝山中学校校舎(22) 長寿命化改良機械設 備工事(第2期)	下関市秋根上町二 丁目5番1号	有限会社山縣設備	51,767,100	49,830,000	96.2%	契約日 令和7年3月 5日 着手 令和7年3月 6日 完成 令和8年3月18日	条件付き一般 競争入札 1 者 令和7年2月26日

・校舎(22)機械設備工事(第2期)
工事請負契約締結案件

・校舎(14)電気設備工事
工事請負契約締結案件
・校舎(14)機械設備工事
工事請負契約締結案件



勝山中学校 配置図

令和7年度に指定管理者を再指定又は新たに指定する施設について

1 令和7年度に指定管理者を再指定又は新たに指定する施設

施設名	指定開始年月日	指定終了年月日	指定期間	公募又は非公募	公募期間	使用料等及び指定管理者の収入	再指定又は新たに指定
下関市 芝学習等供用会館	R8.4.1	R13.3.31	5年間	非公募	—	(1) 使用料は市が定め、全額市の歳入とする。 (2) 指定管理料は、支払わないものとする。	再指定
下関市 串学習等供用会館	R8.4.1	R13.3.31	5年間	非公募	—	(1) 使用料は市が定め、全額市の歳入とする。 (2) 指定管理料は、支払わないものとする。	再指定
下関市立青年の家	R8.4.1	R11.3.31	3年間	公募	7月中旬 ～ 8月下旬	(1) 使用料は利用料金制とし、市長の定める上限額の範囲内であらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が利用料金を定め、指定管理者の収入とする (2) 指定管理者は、年度協定により定める指定管理料を収入とする。	新たに指定

2 今後の予定

- (1) 選定委員会 令和7年9月～10月に、開催予定
- (2) 指定管理候補者 選定委員会の意見及び選定の基準に基づき、教育委員会が決定
- (3) 指定管理者の指定の議案 令和7年第4回定例会（12月議会）に上程予定
- (4) 基本協定の締結 指定管理者の指定の議案の議決後、基本協定を締結